

平成16年

財政援助団体等監査報告書

東京都監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、
平成16年財政援助団体等監査の結果に関する報告を次のとおり提出する。

平成17年5月24日

東京都監査委員	新藤義彦
同	藤川隆則
同	三栖賢治
同	筆谷勇

目 次

第 1	監査の概要	1
第 2	補助金等交付団体別監査結果	9
	警視庁職員互助組合	1 1
	日野市東光寺上第 1 土地区画整理組合ほか 5 団体	1 4
	財団法人東京都中小企業振興公社	2 1
	東京都農業共済組合	3 5
	青梅商工会議所ほか 4 団体	3 8
	社団法人東京都消防協会	4 2
	東京都国際交流委員会	4 4
	東京都公衆浴場業生活衛生同業組合	4 6
	東京都森林組合連合会ほか 1 団体	4 8
	財団法人杉並区障害者雇用支援事業団ほか 1 団体	5 3
	東京島しょ農業協同組合ほか 2 団体	5 6
	東京都信用漁業協同組合連合会ほか 1 団体	6 1
	東京国際アニメフェア実行委員会ほか 1 団体	6 6
	学校法人 1 1 0 団体	6 8
	財団法人東京都歴史文化財団	8 7
	トーキョーワンダーサイトコミッティ	1 0 2
	社団法人東京都トラック協会	1 0 6
	日本私立学校振興・共済事業団	1 1 0
	小笠原村	1 1 2
	小笠原島漁業協同組合ほか 1 団体	1 1 4
	社会福祉法人ふるさと福社会ほか 6 1 団体	1 1 8
	西秋川衛生組合ほか 3 団体	1 4 9
	伊豆七島海運株式会社ほか 6 団体	1 5 3
	財団法人東京都交響楽団	1 6 1
	財団法人東京都体育協会	1 6 4

第3 出資団体別監査結果…………… 167

東京都下水道サービス株式会社……………	169
財団法人暴力団追放運動推進都民センター……………	178
財団法人東京都生活衛生営業指導センター……………	186
財団法人東京都医学研究機構……………	197
東京都地下鉄建設株式会社……………	208
財団法人東京港埠頭公社……………	217
株式会社ゆりかもめ……………	246
東京都漁業信用基金協会……………	260
社団法人東京都農住開発協会……………	265
株式会社東京都データシステムズ……………	272
東京都ビジネスサービス株式会社……………	278
東京都プリプレス・トッパン株式会社……………	284
財団法人東京都防災指導協会……………	290
東京食肉市場株式会社……………	304
財団法人東京都新都市建設公社……………	317
東京臨海高速鉄道株式会社……………	336
財団法人城北労働・福祉センター……………	351

第4 公の施設管理受託団体別監査結果…………… 363

財団法人東京都中小企業振興公社……………	21
財団法人東京都歴史文化財団……………	87
小笠原島漁業協同組合……………	114
社団法人東京都歯科医師会ほか9団体……………	365
財団法人東京都道路整備保全公社……………	384
財団法人東京港埠頭公社……………	217

第5 団体索引…………… 389

第1 監査の概要

1 監査の目的

財政援助団体等監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、都が補助金交付等の財政援助を行っている団体に対して、財政援助に係る事業が、その目的に沿って適正かつ効率的に執行されているかなどについて実施する監査である。

監査の対象となる団体は、①補助金等交付団体（補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補てん、利子補給その他の財政援助を行っている団体）、②出資団体（資本金、基本金その他これに準ずるものの4分の1以上を出資している団体）、③公の施設の管理受託団体（地方自治法第244条に規定する公の施設の管理を受託している団体）等である。

また併せて、地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する所管局の指導監督が適切に行われているかについて監査を実施している。

2 監査実施団体

今回監査を実施した団体は、表1のとおり、補助金等交付団体220団体（うち11団体は公の施設の管理を受託している。）、出資団体17団体（うち1団体は公の施設の管理を受託している。）及び公の施設の管理受託団体3団体である。

（表3及び「第5 団体索引」参照）

（表1）監査実施団体内訳

区 分	監査対象団体数	監査実施団体数	実施率（%）
補助金等交付団体	2,621	220	8
出 資 団 体	52	17	33
公の施設の管理受託団体	(33) 4	(15) 3	(45) 75
合 計	2,677	240	9

- （注）1 （ ）書きは補助金等交付団体及び出資団体との重複分を含めた団体数及び実施率である。
2 出資団体である株式会社ゆりかもめ及び東京食肉市場株式会社に対する監査において、監査の基礎となる調査の一部を監査法人に委託した。

3 監査の期間

平成16年9月7日から平成17年3月23日まで

4 監査対象範囲

原則として、平成14年度及び平成15年度の事業を対象に実施した。

5 監査の観点

監査の主な観点は、表2のとおりである。

(表2) 主な観点

区 分	団 体	所 管 局
補助金等交付団体	<ul style="list-style-type: none">・補助事業等は目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。・補助金等に係る会計経理は適正に行われているか。	<ul style="list-style-type: none">・補助事業等に関する指導監督は適切に行われているか。・補助金等交付の手續及び時期は適切か。
出 資 団 体	<ul style="list-style-type: none">・事業は出資目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。・会計経理及び工事・財産の管理は適正に行われているか。	<ul style="list-style-type: none">・団体に対する指導監督は適切に行われているか。・出資金の支出手續及び時期は適切か。
公の施設の管理受託団体	<ul style="list-style-type: none">・公の施設の管理は目的に沿って適正かつ効率的に行われているか。・委託金に係る会計経理は適正に行われているか。	<ul style="list-style-type: none">・公の施設の管理に関する指導監督は適切に行われているか。・委託金の額及び支払時期は適切か。

6 監査結果の概要

(1) 総括

今回の監査の結果、事業の見直しを行うべきものや事務処理を是正・改善すべきものなどが認められたので、表3のとおり、20団体及び5局に対し、合計で**36件の指摘及び3件の意見・要望**を行った。

上記指摘事項及び意見・要望事項を除き、補助等の対象となった事業及び公の施設の管理受託団体の受託事業は、その目的に沿って概ね適正に執行されている。また、出資団体の事業は、出資等の目的に沿って概ね適切に経営・運営されている。

(表3) 監査実施団体及び指摘事項等の件数

	区 分	指 摘 事 項				意見・ 要望事項
		団体	局	共通	計	
補助 金 等 交 付 団 体	警視庁職員互助組合					
	日野市東光寺上第1土地区画整理組合ほか5団体					
	財団法人東京都中小企業振興公社(*)	1	1		2	
	東京都農業共済組合					
	青梅商工会議所ほか4団体					
	社団法人東京都消防協会					
	東京都国際交流委員会					
	東京都公衆浴場業生活衛生同業組合					
	東京都森林組合連合会ほか1団体		2		2	
	財団法人杉並区障害者雇用支援事業団ほか1団体					
	東京島しょ農業協同組合ほか2団体					
	東京都信用漁業協同組合連合会ほか1団体					
	東京国際アニメフェア実行委員会ほか1団体					
	学校法人110団体	4	2	1	7	
	財団法人東京都歴史文化財団(*)			2	2	
	トーキョーワンダーサイトコミッティ					
	社団法人東京都トラック協会					
	日本私立学校振興・共済事業団					
	小笠原村					
	小笠原島漁業協同組合ほか1団体(*)					
社会福祉法人ふるさと福祉会ほか61団体(*)			1	1		
西秋川衛生組合ほか3団体						
伊豆七島海運株式会社ほか6団体						
財団法人東京都交響楽団						
財団法人東京都体育協会						
補助金等交付団体計(220団体)	5	5	4	14	0	
出 資 団 体	東京都下水道サービス株式会社	2			2	
	財団法人暴力団追放運動推進都民センター					
	財団法人東京都生活衛生営業指導センター					
	財団法人東京都医学研究機構	1			1	
	東京都地下鉄建設株式会社					
	財団法人東京港埠頭公社(*)	2			2	
	株式会社ゆりかもめ					
	東京都漁業信用基金協会					
	社団法人東京都農住開発協会					
	株式会社東京都データシステムズ					
	東京都ビジネスサービス株式会社					
	東京都プリプレス・トップン株式会社					
	財団法人東京都防災指導協会					
	東京食肉市場株式会社					
財団法人東京都新都市建設公社	1	2		3	2	
東京臨海高速鉄道株式会社	3			3	1	
財団法人城北労働・福祉センター	1			1		
出資団体計(17団体)	10	2	0	12	3	
託公 団 体 の 施 設 の 管 理 受 託	財団法人東京都中小企業振興公社		1		1	
	財団法人東京都歴史文化財団	1	2		3	
	小笠原島漁業協同組合					
	社団法人東京都歯科医師会ほか9団体		2	2	4	
	財団法人東京都道路整備保全公社					
	財団法人東京港埠頭公社		1	1	2	
公の施設の管理受託団体計(15団体)	1	6	3	10	0	
合 計	16	13	7	36	3	

(注) 1 指摘事項…是正・改善を求めるもの 意見・要望事項…改善について検討を求めるもの
2 (*)を付した団体は公の施設の管理受託団体と重複する団体である。なお、「小笠原島漁業協同組合ほか1団体」については、小笠原島漁業協同組合が公の施設の管理受託団体である。また、「社会福祉法人ふるさと福祉会ほか61団体」については、このうちの8団体が公の施設の管理受託団体であり、「社団法人東京都歯科医師会ほか9団体」に含まれている。

(2) 補助金等交付団体の監査結果

補助金等交付団体に行った指摘は、表4のとおり、補助金の返還を求めたもの、事業の見直しを求めたもの、事務処理の是正・改善を求めたものなど、合計14件である。

(表4) 補助金等交付団体への指摘事項一覧

指 摘 事 項	14件	掲 載
補助金の返還を求めたもの（返還を求めた額 496万円）	1件	ページ
○過大に交付された補助金を返還すべきもの 【社会福祉法人ふるさと福祉会、社会福祉法人にじの会、社会福祉法人東京アフターケア協会、福祉保健局】		123
事業の見直しを求めたもの	1件	
○基金による助成事業の仕組みを抜本的に見直すべきもの 【産業労働局】		51
事務処理の是正・改善を求めたもの	10件	
○敷金に係る補助金の取扱いを適切に行うべきもの 【産業労働局】		32
○契約における競争性の確保を図るべきもの 【財団法人東京都中小企業振興公社】		33
○補助対象事業費の提出を求めるべきもの 【産業労働局】		52
○補助の条件である制度の周知を行うことを指導すべきもの 【生活文化局】		77
○授業料減免の手続きを適正に行うべきもの 【学校法人関東国際学園】		78
○通勤手当を適正に支給すべきもの 【学校法人日本工業大学】		78
○会計処理を適正に行うべきもの 【学校法人立正大学学園、学校法人子どもの森、学校法人成立学園、学校法人関東国際学園】		79
○補助対象教職員の審査を適正にすべきもの 【学校法人和洋学園、生活文化局】		80
○補助金の申請及び精算に係わる委員会の開催を適宜行うとともに、コミッティの委員会運営について適切な指導を行うべきもの 【トーキョーワンダーサイトコミッティ、生活文化局】		104
○補助事業に係る補助の条件を守り、適切な手続きを行うべきもの 【トーキョーワンダーサイトコミッティ、生活文化局】		105
その他	2件	
○中高併設校における職員の補助金算定に必要な中学校と高等学校への割り振りについて指導する指針を作成すべきもの 【生活文化局】		76
○人件費の支出に当たり、支給根拠を明確にすべきもの 【学校法人道塚学園】		78

主な監査結果の要旨は次のとおりである。

補助金の返還を求めたもの

○過大に交付された補助金を返還すべきもの 【指摘事項】(p. 123)

福祉保健局では、知的障害者施設等に対して施設運営のための補助金を交付しているが、各法人からの補助金申請において、事業実績報告に誤りがあったため、合計で496万円を過大に交付していることが認められた。

(社会福祉法人ふるさと福祉会、社会福祉法人にじの会、
社会福祉法人東京アフターケア協会、福祉保健局)

事業の見直しを求めたもの

○基金による助成事業の仕組みを抜本的に見直すべきもの

【指摘事項】(p. 51)

東京都森林組合連合会では、林業従事者の福利厚生制度を充実させるため、都(産業労働局)などから補助金の交付を受けて基金を造成し、その運用益で福利厚生事業(助成事業)を実施している。(基金額1億円。うち都の補助金は5,000万円。)

しかし、平成15年度の基金運用益は2万円に過ぎず、基金による助成事業の仕組みが有効なものとなっていない。(産業労働局)

事務処理の是正・改善を求めたもの

○補助金の申請及び精算に係わる委員会の開催を適宜行うとともに、コミッティの委員会運営について適切な指導を行うべきもの 【指摘事項】(p. 104)

トーキョーワンダーサイトコミッティでは、委員会を年1回しか開催しておらず、委員会での審議を経ずに補助金の申請や精算書の提出を行っている。また、生活文化局はこのことについて適切な指導をしていない。

(トーキョーワンダーサイトコミッティ、生活文化局)

(3) 出資団体の監査結果

出資団体に行った指摘は、表5のとおり、現金や財産の管理の是正・改善を求めたもの及び事務処理の是正・改善を求めたもので、合計12件である。また、意見・要望は、財産の管理・活用に関するもの計3件である。

(表5) 出資団体への指摘及び意見・要望事項一覧

指 摘 事 項	1 2 件	掲 載 ページ
現金や財産の管理の是正・改善を求めたもの	3 件	
○現金管理を適正に行うべきもの 【財団法人東京港埠頭公社】		2 2 0
○庁舎分室の有効活用の方策を検討すべきもの 【財団法人東京都新都市建設公社】		3 1 9
○収入金の管理を適切に行うべきもの 【東京臨海高速鉄道株式会社】		3 3 8
事務処理の是正・改善を求めたもの	9 件	
○競争による契約に改めるべきもの 【東京都下水道サービス株式会社】		1 7 0
○根拠書類等の作成及び保存に努めるべきもの 【東京都下水道サービス株式会社】		1 7 1
○会計処理を適正に行うべきもの 【財団法人東京都医学研究機構】		1 9 9
【財団法人城北労働・福祉センター】		3 5 2
○源泉徴収所得税の取扱いを適正に行うべきもの 【財団法人東京港埠頭公社】		2 2 0
○委託工事等の事務費について改めるべきもの 【都市整備局】		3 1 9
○受託事業の執行報告に際し、適切な確認を行うべきもの 【財団法人東京都新都市建設公社】		3 2 0
○撮影料金の徴収方法を改めるべきもの 【東京臨海高速鉄道株式会社】		3 3 8
○売店営業料の適正性を担保すべきもの 【東京臨海高速鉄道株式会社】		3 3 9
意 見 ・ 要 望 事 項	3 件	
財産の管理・活用に関するもの	3 件	
○すみやかに事業の進ちよくを図るべきもの 【財団法人東京都新都市建設公社】		3 2 1
○まちづくり支援センターの事業の内容や実施方法について検討すべきもの 【財団法人東京都新都市建設公社】		3 2 2
○構内営業事業について 【東京臨海高速鉄道株式会社】		3 3 9

主な監査結果の要旨は次のとおりである。

現金や財産の管理の是正・改善を求めたもの

○庁舎分室の有効活用の方策を検討すべきもの 【指摘事項】(p. 319)

財団法人東京都新都市建設公社が本社敷地に隣接して保有する分室の使用状況は、極めて低調であり、資産として有効に活用されていない。

(財団法人東京都新都市建設公社)

事務処理の是正・改善を求めたもの

○競争による契約に改めるべきもの

【指摘事項】（p. 170）

東京都下水道サービス株式会社は、有明処理場等の建物管理を、当初から毎年度、特命随意契約で委託しているが、当該委託については、特殊な建物管理業務はなく、また同様の委託については、都などでは競争入札で契約している。

（東京都下水道サービス株式会社）

財産の管理・活用に関するもの

○構内営業事業について

【意見・要望事項】（p. 339）

東京臨海高速鉄道りんかい線の駅は、飲食店や物販店などの生活利便施設を設置して収益を得られる状況になっていることから、より一層積極的に構内営業事業に取り組む必要がある。

（東京臨海高速鉄道株式会社）

（4）公の施設の管理受託団体の監査結果

公の施設の管理受託団体に行った指摘は、表6のとおり、合計10件である。

（表6）公の施設の管理受託団体への指摘事項一覧

指 摘 事 項	10件	掲 載 ページ
○公有財産の管理を適正に行うべきもの【産業労働局】		33
○委託契約の契約変更及び台帳の補正を適正に行うべきもの【生活文化局】		99
○財産登録を適正に行うべきもの【生活文化局】		100
○特命随意契約により追加契約を行うことなく、適切な契約手続きをすべきもの 【財団法人東京都歴史文化財団】		101
○委託契約を適切に締結すべきもの【福祉保健局】		368
○施設の事業内容について検討を行うべきもの【福祉保健局】		369
○委託契約を適切に締結すべきもの【東京都歯科医師会、福祉保健局】		369
○経理規程を遵守し委託契約を適正に行うべきもの 【社会福祉法人はばたき、福祉保健局】		370
○契約手続を適正に行うべきもの 【港湾局】		221
○ゴルフ関連事業から生ずる利益の取扱いについて、速やかに定めるべきもの 【財団法人東京港埠頭公社、港湾局】		221

主な監査結果の要旨は次のとおりである。

○特命随意契約により追加契約を行うことなく、適切な契約手続きをすべきもの
【指摘事項】（p. 101）

財団法人東京都歴史文化財団では、音楽・演劇等の公演に際し、客に対する案内等を行うため、毎年度、東京芸術劇場ホール案内等業務委託契約を締結しているが、契約履行開始前の時点で、当該契約相手の特命して、別途、当該業務の追加・超過公演分の委託契約を締結している。しかし、両契約は、当初から一体として契約できるものを2つに分割しているものであり、適切でない。

（財団法人東京都歴史文化財団）

○ゴルフ関連事業から生ずる利益の取扱いについて、速やかに定めるべきもの
【指摘事項】（p. 221）

財団法人東京港埠頭公社では、若洲海浜公園のゴルフ場にゴルフ練習場球貸機を設置し、ゴルフ関連事業として経理しており、生じた利益は都返納準備積立金として公社に留保されているが、この返納時期等の取扱いが公社と局との間で定められていない。

（財団法人東京港埠頭公社、港湾局）